

立川市立学校体育施設利用規則の一部を改正する規則について

上記の議案を提出する。

令和 3 年 3 月 24 日

提出者 立川市教育委員会
教育長 小町 邦彦

理 由

体育館の空調設備について、空調設備利用料を徴収するため。

立川市立学校体育施設利用規則の一部を改正する規則

立川市立学校体育施設利用規則（平成27年立川市教委規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分及び太枠で囲まれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>(利用の登録等)</p> <p>第3条 スポーツ利用をできる者は、次の各号に掲げる要件に該当し、あらかじめ学校体育施設利用登録等申請書（第1号様式。以下「登録等申請書」という。）により立川市教育委員会（以下「委員会」という。）に学校体育施設の利用の登録をした団体（以下「登録団体」という。）とする。ただし、委員会が特に必要と認めたときは、この限りでない。</p> <p>(1)～(3) ……略……</p> <p><u>(4) 営利を目的としないこと。</u></p> <p>2及び3 ……略……</p> <p>(照明利用料<u>及び空調設備利用料</u>)</p> <p>第6条 <u>照明及び体育館の空調設備</u>（以下「空調設備」という。）を必要とするスポーツ利用については、別表第2に定めるところにより照明利用料<u>及び空調設備利用料</u>（以下「照明利用料等」という。）を徴収する。ただし、次の各号に掲げる登録団体が行うスポーツ利用のうち、特に必要と認めるものについては、これを免除するものとする。</p> <p>(1)～(4) ……略……</p> <p>2 <u>照明利用料等の免除を受けようとする登録団体は、あらかじめ学校体育施設照明利用料等免除申請書（第4号様式）により申請しなければならない。</u></p> <p>(納付及び返還)</p>	<p>(利用の登録等)</p> <p>第3条 スポーツ利用をできる者は、次の各号に掲げる要件に該当し、あらかじめ学校体育施設利用登録等申請書（第1号様式。以下「登録等申請書」という。）により立川市教育委員会（以下「委員会」という。）に学校体育施設の利用の登録をした団体（以下「登録団体」という。）とする。ただし、委員会が特に必要と認めたときは、この限りでない。</p> <p>(1)～(3) ……略……</p> <p>2及び3 ……略……</p> <p>(照明利用料)</p> <p>第6条 <u>照明を必要とするスポーツ利用</u>については、別表第2に定めるところにより照明利用料を徴収する。ただし、次の各号に掲げる登録団体が行うスポーツ利用のうち、特に必要と認めるものについては、これを免除するものとする。</p> <p>(1)～(4) ……略……</p> <p>2 <u>照明利用料の免除を受けようとする登録団体は、あらかじめ学校体育施設照明利用料免除申請書（第5号様式）により申請しなければならない。</u></p> <p>(納付及び返還)</p>

第7条 照明及び空調設備を必要とするスポーツ利用をする者は、照明利用料等の納付を学校体育施設照明利用券（第5号様式）及び学校体育施設空調設備利用券（第6号様式）（以下「照明利用券等」という。）により行わなければならない。

2 照明利用券等は、立川市泉市民体育館及び立川市柴崎市民体育館において10枚つづりで発行する。

3 使用し、若しくは使用したと認められる照明利用券等又は著しく損傷した照明利用券等は、無効とする。

4 照明利用券等は、次の各号に掲げる場合に限り、返還して現金の還付を受けることができる。

(1)～(3) ……略……

5 前項の規定により還付を受けようとするときは、学校体育施設照明利用券等還付申請書（第7号様式）により申請しなければならない。

（利用の停止等）

第9条 委員会は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、利用の停止を命じ、又は利用の承認を取り消すものとする。

(1)～(4) ……略……

2 ……略……

（管理責任）

第12条 学校体育施設の利用に関する事項は、立川市立学校管理運営規則（昭和35年立川市教育委員会規則第1号。以下「学校管理規則」という。）第6条第1項第1号の定めにかかわらず、委員会が管理する。

別表第2（第6条関係）

利用設備	学校体育	利用時間	利用料	実施校
------	------	------	-----	-----

第7条 照明を必要とするスポーツ利用をする者は、照明利用料の納付を照明利用券（第4号様式）により行わなければならない。

2 照明利用券は、立川市泉市民体育館及び立川市柴崎市民体育館において10枚つづりで発行する。

3 使用し、若しくは使用したと認められる照明利用券又は著しく損傷した照明利用券は、無効とする。

4 照明利用券は、次の各号に掲げる場合に限り、返還して現金の還付を受けることができる。

(1)～(3) ……略……

5 前項の規定により還付を受けようとするときは、学校体育施設照明利用券還付申請書（第6号様式）により申請しなければならない。

（利用の停止等）

第9条 委員会は、利用者が次の各号の一に該当する場合においては、利用の停止を命じ、又は利用の承認を取り消すものとする。

(1)～(4) ……略……

2 ……略……

（管理責任）

第12条 学校体育施設の利用に関する事項は、立川市立学校管理運営規則（昭和35年立川市教育委員会規則第1号。以下「学校管理規則」という。）第6条第1項第1号の規定にかかわらず、委員会が管理する。

別表第2（第6条関係）

利用区分	学校体育	利用時間	照明利用料	実施校
------	------	------	-------	-----

	施設			
照明	運動場	夜間	1回 450円	小学校
			1回 600円	中学校
	体育館	午前、午後又は夜間	1回 450円	小学校
			1回 500円	中学校
空調設備	体育館	午前、午後又は夜間	1回 150円	小学校
			1回 200円	中学校

備考 利用時間は、午前は午前9時から午後零時まで、午後は午後1時30分から午後4時30分まで、夜間は午後6時から午後9時までとする。

	施設			
スポーツ利用	運動場	夜間	1回 450円	小学校
			1回 600円	中学校
	体育館	午前、午後又は夜間	1回 450円	小学校
			1回 500円	中学校

附 則

この規則は、令和3年6月1日から施行する。

第5号様式あ（第7条関係）

学校体育施設照明利用券	
	／ 小学校共通
団体名 _____	

第5号様式い（第7条関係）

学校体育施設照明利用券	
	／ ・ ／ 中学校体育館用
団体名 _____	

第5号様式う（第7条関係）

学校体育施設照明利用券	
	／ 中学校校庭用
団体名 _____	

第 6 号様式あ（第 7 条関係）

学校体育施設空調設備利用券	
	/
	小学校体育館用
団体名	_____

第 6 号様式い（第 7 条関係）

学校体育施設空調設備利用券	
	/ . /
	中学校体育館用
団体名	_____

第7号様式（第7条関係）

学校体育施設照明利用券等還付申請書

年 月 日

立川市教育委員会教育長 殿

団 体 名
住 所
氏 名 印
電話番号

学校体育施設の照明利用券等に係る還付について、残券を添付のうえ、次のとおり申請
します。

申請理由	<input type="checkbox"/> 登録団体が解散したため <input type="checkbox"/> 登録活動が長期間にわたり休止することとなったため <input type="checkbox"/> その他（ ）									
還付金額 (※市が記入 します。)	<input type="checkbox"/> 照明(小学校共通) <input type="checkbox"/> 照明(中学校体育館用) <input type="checkbox"/> 照明(中学校校庭用) <input type="checkbox"/> 空調設備(小学校体育館用) <input type="checkbox"/> 空調設備(中学校体育館用) <div style="text-align: center;">円 × 枚 = 円</div>									
振 込 先	口座名義 (カナ)									
	金融機関名	銀行・信用金庫・信用組合・農協 信託銀行・労働金庫・()								本店 支店
	預金種別	普通預金 ・ 当座預金								
	口座番号									

申請者と口座名義人が異なりますが、この口座に振り込んでください。

申請者署名 _____ 印